

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：久米南町棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

- (1) 旧弓削町地域
- (2) 旧稲岡南村地域
- (3) 旧龍山村地域
- (4) 旧神目村地域

地域	面積 (㎡)	内 1/20 田 (㎡)	内 15° 畑 (㎡)
旧弓削町地域棚田	1,803,422	1,171,719	10,499
旧稲岡南村地域棚田	2,126,861	1,623,732	7,336
旧龍山村地域棚田	1,089,140	1,023,218	0
旧神目村地域棚田	1,275,663	740,102	0

範囲については、別添 1 のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減  
令和 6 年度まで中山間地域等直接支払制度で 3 6 協定、6 2 9. 3 ha を維持する。  
令和 6 年度まで地域の担い手などが活用するため、遊休農地 1. 5 ha を再生させる。
- ・担い手の確保  
令和 6 年度まで新規就農者を 1 0 名経営体確保する。
- ・生産性・付加価値の向上  
令和 6 年度までに担い手への農地集積率を 1 8 % から 2 2 % に増加させる。  
共同利用農機具を整備し省力化を図る。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進  
令和 6 年度まで主食用米作付面積で現状の 3 3 6. 4 ha を維持する。
- ・自然環境の保全・活用  
令和 6 年度まで子どもたちが農作業体験できるイベントを全地域のいずれかの地域で年 1 回以上実施し、親子で 1 5 人以上の参加を目指す。
- ・鳥獣被害防止対策及び捕獲個体の利活用  
令和 6 年度まで有害鳥獣を年平均 5 0 0 頭以上捕獲し、ジビエなど捕獲個体を新たな資源として有効活用できる方法を研究する。

- ・良好な景観の形成

令和6年度まで、景観作物としてそば等の播種を3ha、交流イベントの一環として行う。  
集落全体で地域の草刈りや遊休農地の維持管理を行う。

- ・伝統文化の継承

田植えなど米作りや棚田での農業の歩みといった地域の農業の歴史を地域の子どもたちへ伝える活動を年1回以上行う。

### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに都市農村交流として農作業体験などのイベントを年8回実施する。  
令和6年度までに5軒の空き家を空き家バンクへ登録するなど利活用する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

棚田を活用したレクリエーションを実施し、観光客の誘致を図る。

棚田付近に案内看板などを整備し、観光客の受け入れ態勢を整備する。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和6年度までに町内の特産品を原料とした新たな商品を1品目以上開発する。

## 3 計画期間

認定月～令和6年度

## 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

#### ① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

中山間地域等における農業生産活動の継続のため、中山間地域等直接支払制度の活用促進を図る。

集落営農組織等を推進し、耕作放棄の発生を未然に防止する。

- ・担い手の確保

地域や産地と連携して農用地や住居を確保するとともに、就農・移住相談会等での募集を行うなど、新規就農研修制度等を活用しながら、担い手の確保を促進する。

- ・生産性・付加価値の向上

農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。

集落営農組織や意欲のある担い手に農地を集約する。

地域全体の農作業の省力化を図るため、共同利用可能な農機具の導入のほか、自動草刈り機やドローンによる農薬散布などスマート農業を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

棚田米をはじめ、ぶどうやゆず等の地域の作物のブランド化を図るとともに、販路を拡大する。

・自然環境の保全・活用

子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付や収穫などを体験する事業を実施する。

・鳥獣被害防止対策及び捕獲個体の利活用

鳥獣害対策のため、既設の防護柵の管理や補修、檻の設置等を推進する。また、捕獲個体の活用方法を検討する。

・良好な景観の形成

農作物の作付けを行わない棚田においては、地域住民や都市住民との交流を図りながら維持管理や保全を行う。

年3回の除草

景観作物の播種

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農作業体験等のイベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図るとともに、都市住民との交流から、移住定住へ向けた取組を行う。

・棚田を観光資源とした地域振興

棚田の草刈りなど景観の維持管理や棚田付近への看板の整備など受け入れ環境を整備する。

・六次産業化の推進

棚田米に限らず、ぶどう、ゆず等地域の特産品を原料とした新たな商品の開発・製造・販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

久米南町、農業者、農業者団体から構成で構成。

参加者の名称については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項